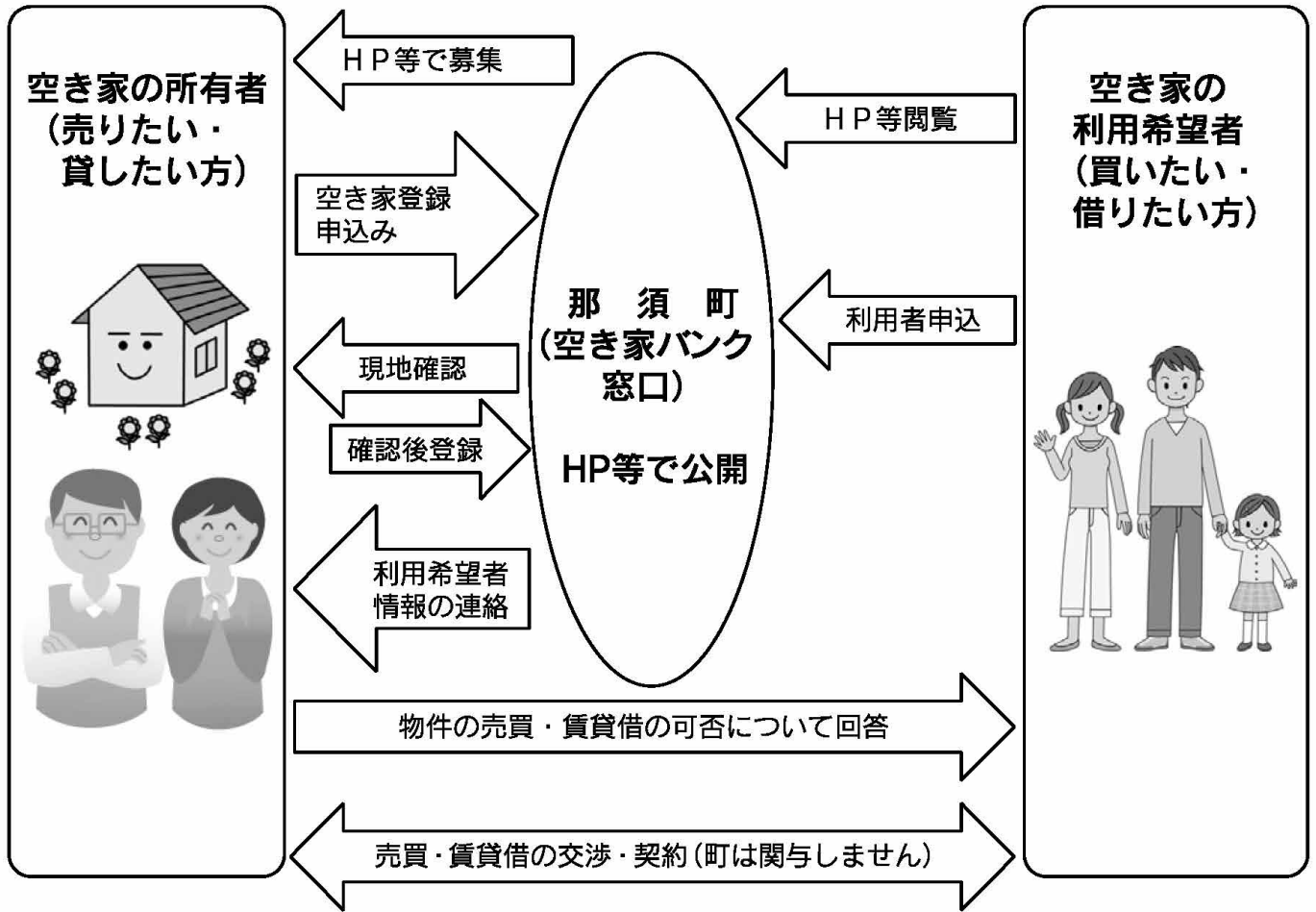


那須町空き家バンク制度の概要



空き家バンク 事業のご案内



町では、交流人口の増加や移住・定住促進を図るため、「那須町空き家バンク事業」を始めます。空き家バンク事業とは、空き家を売りたい・貸したい所有者と空き家を買いたい・借りたい利用者が、それぞれ登録を行い、利用者に空き家情報の一部を提供することにより空き家を有効活用し、町の活性化を図るものです。

ホームページ等に空き家の情報を提供します。空き家を所有し、売りたい・貸したいと考えている方、ぜひ情報をご提供ください。町外の方で「那須町に住みたい」という方、ぜひ空き家バンクにご登録ください。

▼手続きについて

- ① ふるさと定住課へ空き家の登録申込みをしていただきます。
- ② 内容確認後に那須町空き家バンクに登録を行います。
- ③ 空き家物件については、町ホームページ等に掲載し、物件の概要を情報提供します。
- ④ 登録済みの空き家の購入・賃貸希望者は、希望物件があった場合、町に申込みしていただきます。
- ⑤ 町は物件登録者に購入・賃貸希望があった旨の通知をします。

⑥ 交渉・契約は当事者間で行っていただきます。(町は関与しません)

※空き家とは、個人が居住目的として建築した町内に存在する建物(固定資産課税台帳に登録されているものに限る。)およびその敷地であって、現に居住していないものまたは今後居住しない予定のものという。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等の営利を目的とするものおよび別荘として利用するものを除きます。

※その他詳細は町ホームページをご覧ください。ふるさと定住課へお問い合わせください。

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎72-6955

那須町安全安心メール

防災・火災・停電情報等をメールで配信しています。災害等に備えるため、ぜひ登録してください。

[t-nasu@sg-m.jp]へ空メールを送信するか、右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。

■問合せ 総務課総務防災係 ☎72-6901

